

## 一般社団法人日本仮想通貨交換業協会（JVCEA）

### 協会の業務内容について

#### ■業務

当協会は、仮想通貨交換業の適正な実施を確保し、その健全な発展及び仮想通貨交換業の利用者の利益の保護に資することを目的としています。

当協会の行う業務の内容は次の通りです。

#### ○自主規制規則の制定

会員の業務運営に関する自主規制規則を制定します。

#### ○会員に対する検査

会員の法令及び自主規制規則の遵守状況の検査を行います。

#### ○会員に対する指導、勧告及び処分

会員に対し、資金決済法その他の法令及び自主規制規則を遵守させるための指導並びに契約内容の適正化その他の利用者の利益保護のために必要な指導を行います。

会員が新規の仮想通貨を取扱う際に届出を受け、その適正性について確認します。

会員が法令又は自主規制規則に違反した場合、必要な指導、勧告又は処分を行います。

#### ○業務相談

法令及び自主規制規則の遵守に関する会員の業務上の相談を受け、その対処を支援します。

資金決済法第 63 条の 2 に基づく仮想通貨交換業者の登録申請を予定する会員に対して、支援を行います。

#### ○苦情受付

会員の利用者からの苦情等を受け、その解決を図ります。

紛争解決については、弁護士会が運営する紛争解決機関にその解決を委託します。

その他、仮想通貨交換業に関する苦情等を広く受け、消費者被害の防止を図ります。

#### ○情報提供

会員の取扱う仮想通貨に関する情報を一般に提供します。

仮想通貨を利用した犯罪や不適正な取引等に関する注意喚起を発信します。

#### ○統計調査

会員データを集計し、国内の仮想通貨取引等に関する統計情報を提供します。

仮想通貨及びこれに付随するブロックチェーン等の情報技術に関する調査研究、研修等を開催します。

その他、当協会の定款第 4 条に規定する仮想通貨交換業の健全な発展及び利用者の保護に資する業務を行います。